

アムステルダム銀行の預金受領証は「銀行券」だったのか

帝塚山大学 橋本 理博

シャルル・リスト (Charles Rist) によれば, 18 世紀の学者たちは, 銀行券と振替制度によって流通せしめられる預金受取証とを区別しておらず, かつ銀行券と預金通貨 (小切手によって移転される銀行預金) も本質的には同じものであると考えていたという。しかし, 19 世紀以降のアムステルダム銀行に関する研究において, 同行が発行した受領証を「銀行券」として捉える認識は稀であった。むしろそれより, 発券を行わなかったというのが同行の大きな特色と認識されてきたと言えよう。本報告は, アムステルダム銀行の預金受領証が「銀行券」と呼ぶべき性質を備えていたことを同行の帳簿を検討することで明らかにし, そのうえでこの預金受領証と銀行預金の関係を考察するものである。

本報告では, まず, 17 世紀初頭の設立以降アムステルダム銀行では小切手を用いた預金振替決済が展開していることを確認し, 次いで 1683 年以降に発行が開始された預金受領証について, この紙券がいかに発行され, いかに同行に還流しているのかを, 帳簿を用いて検討する。これにより, 預金受領証は, アムステルダム銀行と預金者の間で債権・債務関係が形成されることで発行され, この紙券が同行に還流してその関係が消滅するものであること, また, この預金受領証が譲渡されるということは, ある者の預金残高を別の者に移転させることを意味するものだということを明らかにする。こうした特徴は, 同時代のイングランド銀行券と共通するものである。預金受領証 (銀行券) は預金通貨の関係については, 共に貸借関係の存在を前提として発生するものであり, 受領証 (銀行券) も預金残高を他者に移転させる機能を果たすことから, 両者は本質的に同じものと捉えることもできる。